東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、特殊詐欺等防止対策機器を購入する者に対して予算の範囲内において、東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱における特殊詐欺等防止対策機器とは、特殊詐欺等の被害を未然に防止するための機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器であって、次の各号のいずれかに該当する機器をいう。
 - (1) 事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能を有すること。
 - (2) 通話の内容を自動的に録音する機能及び着信の相手に対し、録音等を行う旨の応答を自動的に行う機能を有すること。
 - (3) 被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能を有すること。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 本村に居住し、第6条の交付申請を行う日において、本村の住 民基本台帳に記録されている満65歳以上の者が世帯員として含まれ ていること。
 - (2) 村税等を滞納していないこと。
 - (3) 暴力団等(東吉野村暴力団排除条例(平成23年12月東吉野村条例第13号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等をいう。)に該当しないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象となる者が、過去にこの 要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、交付対象としない。 (補助対象経費)
- 第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) は、特殊詐欺等防止対策機器に係る購入費及びその設置に係る費用(付 随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。)の合計額とす

る。

2 補助の対象となる特殊詐欺等防止対策機器は、1世帯につき1台に限 るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額 (その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額と する。)とし、20,00円を上限とする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付申請書(第1号様式。 以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しな ければならない。
 - (1) 特殊詐欺等防止対策機器の機能が記載されているカタログ、取扱説明書等の写し
 - (2) 特殊詐欺等防止対策機器の購入予定額(取付費用を含む。)を 確認できる書類
 - (3) 村税納付状況等確認の承諾書(第2号様式)
 - (4) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第7条 村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定する。この場合において、補助金の交付決定に基づき予算額に達した場合は、補助金の交付申請受付は終了するものとする。
- 2 村長は、前項の規定により、補助金の可否を決定したときは、東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 村長は、補助金の交付決定において、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 4 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、 速やかに特殊詐欺等防止対策機器を購入し、取付けに着手するものとす る。

(報告書の提出)

第8条 補助決定者は、特殊詐欺等防止機器の取付完了後、速やかに東吉

野村特殊詐欺等防止対策機器設置実績報告書(第4号様式。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 購入実績額(取付費用を含む。)を確認できる書類の写し
- (2) 特殊詐欺等防止対策機器の保証書の写し

(補助金の確定)

第9条 村長は、報告書の提出を受けたときは、報告書の内容を審査し、 交付すべき補助金の額を確定し、東吉野村特殊詐欺等防止対策機購入費 補助金確定通知書(第5号様式)により、補助決定者に通知するものと する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付請求書(第6号様式)に補助金の振込先口座に係る通帳の写しを添えて村長に提出する。

(補助金の交付取消し)

- 第11条 村長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、 補助金の交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 法令に反する等、不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (4) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 村長は、第9条の規定に基づき補助金確定した場合において、 前条の規定に基づき補助金の交付決定を取消し、補助金を返還させる必 要があるものについては、東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助 金返還命令書(第7号様式)により返還を命ずるものとする。

(調査への協力)

第13条 補助決定者は、村長が特殊詐欺等防止対策機器の使用状況等に ついて調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(処分等の制限)

第14条 補助決定者は、補助金交付の趣旨に反して特殊詐欺等防止対策 機器を使用し、譲渡、交換、貸付け及び担保に供してはならない。 (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 東吉野村長

申請者所 〒 名日田 名日田

年 月 日

東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第6条の規定に より、次のとおり申請します。

補助年度	年度	:	補助金の名	称	東吉野村特 器購入費補		饮 等 防 止	対策機	
補助事業の経費所要額									
交 付 申 請 金 額								円	
対象となる65歳以上の世帯員		フリガナ							
		氏 名							
			生年月日		年	月	日		
補助事業の完了予定年月日		日		年	月		日		
添付	1 特殊詐欺等防止対策機器の機能が記載されるカタログ、取扱説明書等の写し 付書 類 2 特殊詐欺等防止対策機器の購入予定額(取付を含む。)を確認できる書類 3 村税納付状況等確認の承諾書(第2号様式)						反付 費 用		

第2号様式(第6条関係)

村税納付状況等確認の承諾書

私は、東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金の交付申請についての審査に伴い、私及び同一世帯の住民記録情報及び村税等の納付状況について確認することを承諾します。

また、東吉野村暴力団排除条例(平成23年12月東吉野村条例第13 号)の趣旨に基づき、申請者及び同一の世帯員が暴力団員等であるか否か の確認について、奈良県警察本部及び桜井警察署に対して照会が行われる 場合があることに同意します。

年 月 日

(宛先) 東吉野村長

申請者

住所・〒

氏名

様

東吉野村長

東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、次のと おり決定したので、東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要 綱第7条の規定により通知します。

交付 • 不交付

補助年度	年度	補助金の名称	東吉野村特殊詐欺等防止対策機器 購入費補助金				
補助対象金	額 (補助率)	円 (1/2・上限 20,000 円)					
交付決	定金額		円				
交付	の条件	と。 2 補助内容又は 定める軽微な変 中止し、若し、 は、あらかじめ 3 補助事業が予 助事業の遂行か	無旨以外に使用してはならないこ 補助対象経費の配分の変更(村長が 変更を除く。)をし、又は補助事業を くは廃止しようとする場合において が村長の承認を受けること。 定の期間内に完了しない場合又は補 が困難となった場合においては、速や 話してその指示を受けること。				

第4号様式(第8条関係)

東吉野村特殊詐欺等防止対策機器設置実績報告書

年 月 日

(宛先) 東吉野村長

 住
 所
 〒

 氏
 名

東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第8条の規定に より、次のとおり報告します。

決定年月日	年	月	日	記	号	番	号		
補助年度		左	下度	補具	助 金	の名	5 称	東吉野村特殊詐 器購入費補助金	欺等防止対策機
補助事業の完了	年月日					年		月 日	
補助金の交付決	定金額								円
補助事業の経費	精算額								円
		1	購入	、実績	責額	(]	取付	費用を含む。)を	を確認できる書
添付書	類	***************************************	類(領収	書等	等)	の写	: L	
		2	特殊	き。	以等	防」	上対策	策機器の保証書	の写し

東吉野村指令 第 号 日

様

東吉野村長

東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったことについて、次のと おり補助金の額を確定したので、東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費 補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

決定年月日	年	月	目	記号番号	
補助年度			年度	補助金の名称	東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金
補助金の交付決定金額					円
補助金の交付確定金額					円

第6号様式(第10条関係)

東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 東吉野村長

住 所 〒

氏 名

東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第10条の規定 により、次のとおり請求します。

決定年月日	年月	日	記号番号	<u>1.</u> 7	
補助年度	4	丰度	補助金の名利	陈	東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金
補助金の交付	 十決定金額				円
補助金の交付	计確定金額				円
交 付 請 :	求 金 額				円

※補助金の振込指定口座の通帳表紙及び表紙裏面の写しを添付すること。

東吉野村指令 第 号 年 月 日

様

東吉野村長

東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金返還命令書

東吉野村特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第12条の規定 により、次のとおり補助金の返還を命じます。

返還額									円
返還期限			年	月	日	まで			
返 還 理 由									
返 還 方 法									
決定年月日	年 月	月	記号番	子号					
補助年度		: 庄	注		東吉野	予村特	殊凯	= 欺 等	等防止
		F度 補助金の名称		対策機	と器購	入費	補助	金	
補助金の交付決定金額									円
補助金の交付確定金額									円
補助金の既交付額					ш		/ 		н
及び交付年月日					円	•	年	月	日